平成２０年（フ）第１９６９号
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目１番地　D棟206号
債務者　小暮　恭嗣
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９０号
神戸市垂水区海岸通１番20号
債務者　中村　正夫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３９１号
神戸市垂水区海岸通１番20号
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２７号
兵庫県三田市加茂382番地１、前住所兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番３－９号
債務者　神田　佳典
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２８号
兵庫県三田市加茂382番地１、前住所兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番３－９号
債務者　神田　弥生
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６８号
神戸市兵庫区兵庫町２丁目２番５―203号
債務者　安井　幸乃
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９８号
神戸市長田区重池町１丁目４番28号
債務者　下地　忠雄
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９９号
神戸市長田区重池町１丁目４番28号
債務者　下地　佑子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２９号
神戸市北区幸陽町３丁目17番地の７
債務者　向井　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４６号
神戸市垂水区清水が丘１丁目23番30号シェルハウス402号
債務者　塚本　雄久
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２６号
神戸市灘区灘北通５丁目６番13号マンション新村201、従前の住所神戸市灘区福住通５丁目３番21号
債務者　青井　泰江
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６号
長崎県南島原市深江町丙1886番地19
債務者　吉武　龍郎
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
愛知県豊田市若林東町宮間46番地　レオパレス宮間館101号
債務者　川村　昌生
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
愛知県西加茂郡三好町大字福谷字社口２番地
債務者　清水美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
熊本市秋津１丁目２番12―101号
債務者　原田　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５５号
熊本市尾ノ上３丁目２番14号
債務者　村上　圭子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４９号
熊本市水前寺３丁目12番12―402号
債務者　井上　美佳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６４号
熊本市薬園町５番９号
債務者　小堀　泰義
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部